

第 15 号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
 (垂水 41 生産緑地地区ほか 16 地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

| 面 積 | 備 考 |
|-----------|-----|
| 約104.72ha | |

1. 都市計画生産緑地地区中、垂水41生産緑地地区、山田3生産緑地地区、山田58生産緑地地区、伊川谷86生産緑地地区、伊川谷102生産緑地地区、玉津10生産緑地地区、玉津26生産緑地地区、玉津30生産緑地地区、玉津31生産緑地地区の計9地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中、須磨51生産緑地地区ほか2地区を次のように変更する。

| 名 称 | 面 積 |
|------------|----------|
| 須磨51生産緑地地区 | 約 0.05ha |
| 山田30生産緑地地区 | 約 0.54ha |
| 山田55生産緑地地区 | 約 0.05ha |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

3. 都市計画生産緑地地区中、垂水46生産緑地地区ほか4地区を次のように追加する。

| 名 称 | 面 積 |
|-------------|----------|
| 垂水46生産緑地地区 | 約 0.07ha |
| 山田60生産緑地地区 | 約 0.15ha |
| 有野163生産緑地地区 | 約 0.04ha |
| 有野164生産緑地地区 | 約 0.06ha |
| 玉津149生産緑地地区 | 約 0.09ha |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地地区とは、市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に都市計画に定めることができる地区である。

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に緑地機能の優れた農地等について、計画的な保全を図るため、生産緑地地区の都市計画決定を行った。

また、平成30年度からは平成29年の生産緑地法の改正の趣旨を踏まえ、コンパクトなまちづくりの推進と都市農業振興の観点から生産緑地地区の追加指定を推進している。

今回、農地所有者からの意向を踏まえ、良好な都市環境の形成に資する農地について、生産緑地地区の追加指定又は変更を行うものである。

また、区域区分の変更に伴い、市街化区域から市街化調整区域に編入される区域内に存する生産緑地地区について廃止する。

既存の生産緑地地区のうち、農業の主たる従事者が死亡又は農業に従事することを不可能にさせる故障に至ったことから、生産緑地法第10条第2項に基づく買取りの申出があり、生産緑地法第14条に基づき行為の制限が解除された生産緑地地区について、適正な保全を図ることが困難となることから、廃止又は変更を行うものである。

(参考)変更の概要

1. 変更内容

良好な都市環境を形成するために保全する生産緑地地区の追加
市街化区域から市街化調整区域に編入される区域内に存する生産緑地地区の廃止
農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

| 地区名称 | 変更前 | 変更後 | 増減 | 備考 |
|--|----------|----------|-----------|----|
| 須磨 51 | 約 0.05ha | 約 0.05ha | 約 0.00ha | 変更 |
| 垂水 41 | 約 0.07ha | — | △約 0.07ha | 廃止 |
| 垂水 46 | — | 約 0.07ha | 約 0.07ha | 追加 |
| 山田 3 | 約 0.11ha | — | △約 0.11ha | 廃止 |
| 山田 30 | 約 0.53ha | 約 0.54ha | 約 0.01ha | 変更 |
| 山田 55 | 約 0.21ha | 約 0.05ha | △約 0.16ha | 変更 |
| 山田 58 | 約 0.44ha | — | △約 0.44ha | 廃止 |
| 山田 60 | — | 約 0.15ha | 約 0.15ha | 追加 |
| 有野 163 | — | 約 0.04ha | 約 0.04ha | 追加 |
| 有野 164 | — | 約 0.06ha | 約 0.06ha | 追加 |
| 伊川谷 86 | 約 0.13ha | — | △約 0.13ha | 廃止 |
| 伊川谷 102 | 約 0.05ha | — | △約 0.05ha | 廃止 |
| 玉津 10 | 約 0.07ha | — | △約 0.07ha | 廃止 |
| 玉津 26 | 約 0.06ha | — | △約 0.06ha | 廃止 |
| 玉津 30 | 約 0.07ha | — | △約 0.07ha | 廃止 |
| 玉津 31 | 約 0.07ha | — | △約 0.07ha | 廃止 |
| 玉津 149 | — | 約 0.09ha | 約 0.09ha | 追加 |
| 廃止：9 地区、△約 1.07ha 変更：3 地区、△約 0.15ha 追加：5 地区、約 0.41ha | | | | |

2. 変更前後対照表

| | 変更前 | 変更後 | 増減 |
|-----|------------|------------|-----------|
| 地区数 | 524 地区 | 520 地区 | △4 地区 |
| 面積 | 約 105.53ha | 約 104.72ha | △約 0.81ha |